## 栄養士免許に関する申請

## ○免許証を紛失・破損してしまい再交付を申請したいとき

免許証を亡失し、又は損傷したときは、茨城県知事に免許証の再交付申請をすることができます。

申請方法	栄養士免許証の交付を受けた保健所(支所)での窓口申請
	免許証再交付申請書
	現に受けている免許証(原本) ※汚損または破損した場合
	・紛失した場合でも,写しがあれば添付してください。
	本人確認書類(運転免許証等, 顔写真付きの身分証明書等)
申請書類	・健康保険証など、 顔写真付きではない公的身分証明書の場合は、2種類の提示が必要となります。 ・ <u>郵送申請の場合は、運転免許証等(マイナンバーカードの場合表面のみ)のコピーを添付してください</u> 。
	【窓口で受領する場合】 郵便はがき ※免許証が届いたことをお知らせするために使用します。 ※免許証を受取る際は、申請者本人であることが確認できる運転免許証等が必要です。 ※代理人が免許証の受け取りをする場合は、運転免許証等のほか、委任状も必要です。
	【郵送を希望する場合】 <u>封筒(角1)</u> , <u>郵便切手(540円分)</u> ※封筒の宛名(申請書記載の住所)に「簡易書留」で免許証を郵送します。 ※申請書記載住所以外への郵送を希望される際は窓口でお申し出ください。
申請手数料	3,700円分の <u>茨城県収入証紙</u> (保健所(支所)内の食品衛生協会等で販売しています。)
	・この再交付手続き以前に,本籍地,氏名の変更があったにもかかわらず籍(名簿)訂正手続きをされていない場合は,別途,籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請の手続きが必要です。
	★籍訂正と再交付を同時に申請する場合の戸籍抄(謄)本は1通で構いません。
注意事項	・再交付された後,前の免許証が見つかった場合は,即時に保健所又は支所へ返納してください。 その際には,免許返納書および前の免許証(見つかった免許証)の提出が必要です。
	・代理人が受け取りをされる場合は、 <u>委任状及び代理人の身分を証明できるもの(運転免許証、パスポートや健康保険証等)</u> をお持ちください。 ※代理人による申請はできません。